

河川（湖沼を除く）における水域類型指定状況

（生活環境の保全に関する環境基準）

（１） 国が指定

「河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型」

（平成 21 年 3 月 31 日 環境省告示第 14 号）

（最終改正 平成 25 年 6 月 5 日 環境省告示第 59 号）

番号	水域名	水域 類型	達成 期間 (注)	指定日
1	江戸川上流(栗山取水口よりも上流に限る。)	A	ロ	S45.9.1
2	江戸川中流(栗山取水口から江戸川水門までに限る。)	B	ロ	S45.9.1
3	江戸川下流(2) (江戸川旧川)	B	イ	H21.3.31
4	中川中流(元荒川合流点から花畑川分岐点までに限る。)	C	ハ	S45.9.1
5	中川下流(花畑川分岐点より下流に限る。)	C	ロ	H10.6.1
6	綾瀬川下流(古綾瀬川合流点以下流に限る。)	C	ハ	H15.3.27
7	荒川下流(1) (秋ヶ瀬取水堰から笹目橋までに限る。)	C	ハ	S45.9.1
8	荒川下流(2) (笹目橋より下流に限る。)	C	イ	H10.6.1
9	多摩川上流(1) (和田橋より上流に限る。小河内ダム貯水池(全域)を除く。)	AA	イ	H10.6.1
10	多摩川上流(2) (和田橋から拝島橋までに限る。)	A	ハ	S45.9.1
11	多摩川中・下流(拝島橋より下流に限る。)	B	イ	H13.3.30

(注) 達成期間は次のとおり

イ 直ちに達成する。

ロ 5年以内で可及的速やかに達成する。

ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成する。

(2) 都が指定

平成9年5月13日 東京都告示第597号

平成9年5月14日から施行（旧告示（昭和51年東京都告示第268号）は廃止）

番号	水域名	水域類型	達成期間 (注1)	暫定目標 (BOD) ^(注2)
1	新中川(全域)	C	イ	
2	新川(全域)	C	イ	
3	隅田川(全域)	C	イ	
4	新河岸川(埼玉県境から下流)	D	イ	
5	白子川(埼玉県境から上流)	D	ロ	
6	石神井川(全域)	C	イ	
7	神田川(全域)	C	イ	
8	日本橋川(全域)	C	イ	
9	横十間川(全域)	C	イ	
10	大横川(全域)	C	イ	
11	北十間川(全域)	C	イ	
12	堅川(全域)	C	イ	
13	小名木川(全域)	C	イ	
14	旧中川(全域)	C	ロ	
15	古川(全域)	D	イ	
16	目黒川(全域)	D	イ	
17	立会川(全域)	E	ハ	
18	内川(全域)	C	ロ	
19	呑川(全域)	D	イ	
20	日原川(全域)	AA	イ	
21	平井川(全域)	A	イ	
22	秋川(全域)	AA	イ	
23	北秋川(全域)	A	ハ	
24	養沢川(全域)	A	ハ	
25	谷地川(全域)	B	ニ	5
26	残堀川(全域)	B	イ	
27	浅川上流(さいかち窪から上流)	A	ニ	8
28	浅川下流(さいかち窪から下流)	B	ハ	
29	城山川(全域)	A	ニ	8
30	南浅川(全域)	B	ニ	8
31	案内川(全域)	C	イ	
32	川口川(全域)	E	ハ	

番号	水域名	水域類型	達成期間 (注1)	暫定目標 (BOD) ^(注2)
33	湯殿川(全域)	A	ニ	8
34	程久保川(全域)	B	ハ	
35	大栗川(全域)	B	ロ	
36	三沢川(神奈川県境から上流)	C	ロ	
37	野川(全域)	D	ロ	
38	仙川(全域)	D	ハ	
39	鶴見川上流(神奈川県境から上流)	D	ロ	
40	恩田川(神奈川県境から上流)	C	ロ	
41	境川(神奈川県境から上流)	D	ハ	
42	成木川(埼玉県境から上流)	A	イ	
43	黒沢川(全域)	B	イ	
44	霞川(埼玉県境から上流)	B	イ	
45	柳瀬川(埼玉県境から上流)	E	ロ	
46	空堀川(全域)	E	ロ	
47	黒目川(埼玉県境から上流)	C	ロ	

(注1) 達成期間は次のとおり

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、五年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、五年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

※ 平成15年度から、「ニ」の水域は全て「ハ」に移行

(注2) 暫定目標は、平成14年度までのBOD(単位 mg/L)